

経済振興委員会報告資料

報告第14号 交通事故による損害賠償額の決定  
に関する専決処分について

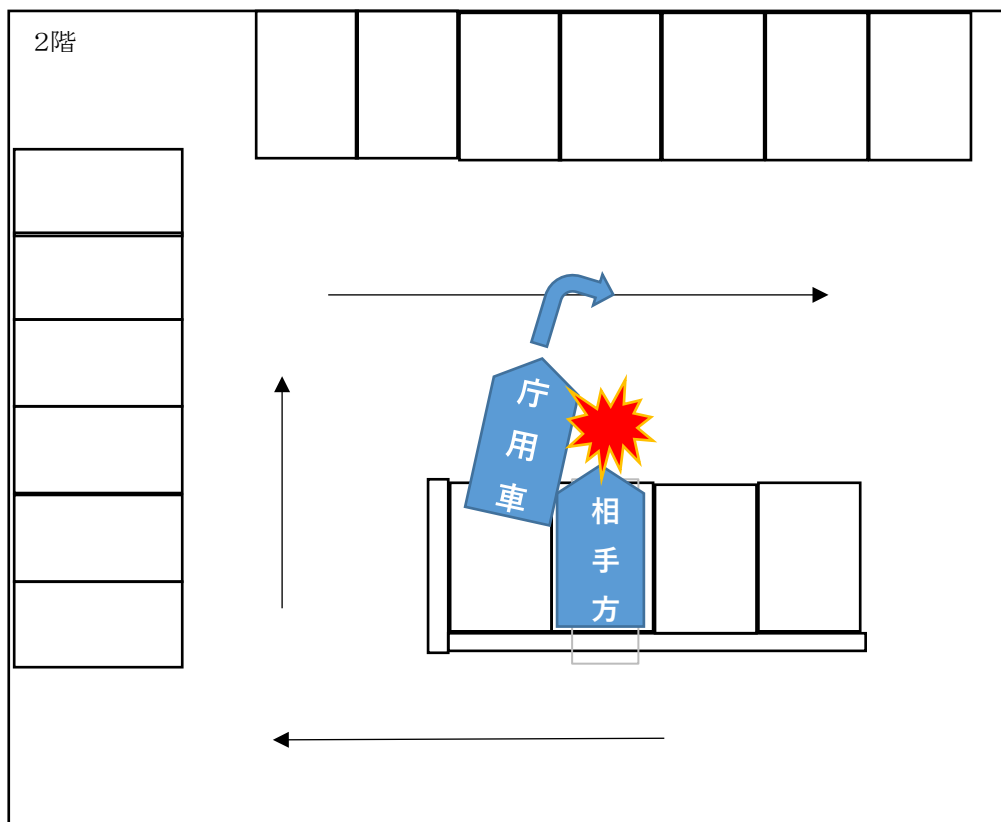
令和5年6月  
経済観光文化局



# 事 故 報 告 書

事故発生日時	令和4年10月24日（月曜日）			13時03分頃	天候：晴れ
事故発生場所	福岡市中央区六本松四丁目2番1号				
相手方	住所	(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる おそれのある情報については、掲載しておりません。			
	氏名				
事故の概要	文化財活用課職員が西区横浜の今山遺跡で樹木の剪定作業後、ごみの定期収集場所である中央区平尾の平尾山荘に枝等のごみを運搬途中、昼休みをとるため六本松421の立体駐車場に駐車した。駐車場所が狭かったため、他の区画に駐車しなおそうと右側へ出庫したところ、当方車両の右側後方のドアと相手方車両の左前方バンパーが接触したものの。				
損害の程度	相手方	人的損傷	なし		
		物的損傷	左側前方バンパー破損		
	市側	人的損傷	なし		
		物的損傷	右側後方ドア擦過傷		
過失割合	相手方	0割	本市	10割	
損害賠償額	287,170円				

# 事故現場見取図



# 被害状況の写真

## 相手方被害状況



接触に伴う傷



接触に伴うバンパーの破損

## 庁用車被害状況



接触に伴う傷